魚のおいしいまち鶴岡キャンペーン2026　飲食店参加募集要領

1. 地魚消費拡大事業への協力について

今回は「地魚消費拡大事業」として、地魚を含む水産物の消費拡大を推進しますので、ご協力賜りたくお願いします。

キャンペーンの概要は別紙事業概要をご参照ください。

⑴実施期間

令和８年 11 月３日(火)～令和９年２月 21 日(日)

⑵依頼内容

①飲食店等の利用を促す広告宣伝。(自店舗の HP･SNS への掲載)

②目印物品(ポスター、ステッカー、のぼり旗等)の掲出。

③水産物を活用した料理・メニューを購入した方への抽選プレゼント応募案内カードの配布

・配布期間：令和８年 11 月３日(火)～12 月７日(月)

※大量に持ち帰られないようカードを適切に管理願います。

④「いいさかなの日」(11 月３日～7 日)期間中の来店記念品の配布

⑤賞品「飲食店で使えるお食事券」の受入れ

・受入期間：令和９年１月３日(日)～2 月 21 日(日)

⑥「飲食店で使えるお食事券」の精算

・請求書提出期限:令和９年３月１日(月)

⑦参加店アンケートへの回答

・効果検証のため、参加店へ令和９年２月にアンケートを送付予定

・アンケートでは、売上・客数の増減、新規来店客の有無等について質問する予定(具体的な数値ではなく感覚的にお聞きします。)

※お品書き等に「地魚」「由良産、鼠ヶ関産」「庄内浜産」等の文言を入れることについてご協力をお願いします。

※プレゼント賞品は、他に「ボイルズワイガニ」と「魚屋で使えるお魚購入券」を予定しています。

※「魚屋で使えるお魚購入券」を持参された方が来店された場合は、お魚購入券が利用可能な鮮魚店をご案内願います。

⑶参加要件

①鶴岡市に住所を置き、店舗内で地魚を含む水産物を使った料理を提供できる飲食店であること。

※店内での飲食のみ対象とし、仕出しや持ち帰りは対象外とします。

②宿泊施設(ホテル・民宿等)ではないこと。

③観光施設や大型商業施設内にある店舗ではないこと。

※本キャンペーンは「市民の家計負担の軽減」を目的としていることから、観光客を対象とする施設と一定数市外の方の利用が見込まれる施設を対象外としております。

④原則「お食事券」の受入れが可能なこと。

※冬季休業等やむを得ない理由で「お食事券」の受入れができない場合は、申込書提出前に下記問い合わせ先にご相談ください。

2. 本事業への参加手続きについて

本事業への参加には、事前登録が必要です。

登録申込書をご覧いただき、**令和 8 年 9 月 25 日(金)までに**、google フォームへアクセスして登録いただくか、FAX、メール、郵送、持参で提出ください。　(より多くの飲食店からご参加いただけるよう、募集期間を 10 月 16 日(金)まで延長いたします。)

※10 月下旬に web サイトに店舗情報を掲載いたします。

■申込先(問い合わせ先)

鶴岡食文化創造都市推進協議会事務局　魚食担当

(鶴岡市農林水産部農山漁村振興課　水産担当)

〒997－8601

住所:鶴岡市馬場町 9 番 25 号

TEL :0235-35-0809　　FAX :0235-25-8763

Mail:nousan@city.tsuruoka.yamagata.jp

※持参での参加申込書の受付と電話でのお問い合わせは、土・日・祝日を除く平日の朝8:30～夕方5:00に受け付けます。